

令和7年度採用 石巻市任期付職員（医療職）採用試験要項
【 育児休業等代替任期付職員 】 《 看護師 》

- 受付期間 令和7年5月13日（火）から令和7年6月10日（火）まで
○試験日 令和7年6月21日（土）

育児休業等代替任期付職員とは

育児休業等を取得する職員の代替として、任期を定めて採用される職員です。この試験の合格者は、「石巻市職員採用候補者名簿」（以下「名簿」といいます。）に登載され、育児休業等を取得する職員があった場合に、名簿の中から採用者を決定します。

- ・合格決定後は名簿に登録され、**令和7年9月1日以降**、職員の育児休業等取得状況に応じて、随時、名簿の中から採用者を決定します。
- ・名簿の有効期間は、合格発表の日から1年間です。
- ・任期は各職員の育児休業等請求期間に応じて決定されます。（1年～3年程度）
- ・職員の育児休業等請求期間に変更があった場合は、任期が更新又は短縮される場合があります。
- ・**職員の育児休業等の取得状況によっては、名簿に登載されても採用されない場合があります。**
- ・育児休業等代替任期付職員は、育児休業及び育児短時間勤務を利用することはできません。

1 試験職種・採用予定人員・職務内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
看護師	1名程度	石巻市病院局で看護師の業務に従事します。

※採用予定人員については、現時点の予定に基づくもので、今後変わることがあります。

2 任用期間

令和7年9月1日以降、職員の育児休業等の取得状況に応じて採用されます。

※ただし、職員の育児休業等の取得状況などにより、任期を変更・更新することがあります。

3 受験資格

(1) 年齢・資格

試験職種	受験資格
看護師	看護師の資格を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者は、(1)の要件を満たしていても受験できません。

- ・日本の国籍を有しない者
- ・石巻市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 令和7年5月13日時点で、石巻市任期付職員として任用されている者は本採用試験を受験することはできません。

4 試験日時・試験科目・試験会場

試験日時		試験科目	試験会場
令和7年6月21日(土)	9:30～10:30	作文試験	石巻市立病院
	11:00～	個別面接試験	

5 試験内容

試験科目	内容
作文試験	公務員及び病院職員として必要な識見、判断力、思考力等についての記述試験(800字以内)
面接試験	公務員及び病院職員としての適格性についての面接

※最終合格者には、所定の健康診断書の提出を求めます。

6 受験手続

申込書の 入手方法	●石巻市病院局事務部病院管理課（石巻市立病院事務部経営課）、石巻市立牡鹿病院で配布します。 ※土日祝日を除きます。 ●郵送を希望する場合は、封筒の表に「<u>採用試験申込書（育休代替）請求</u>」と朱書し、宛先を明記した<u>角2の返信用封筒（A4サイズが入る大きさの封筒に180円切手を貼付）</u>を必ず同封し、請求してください。
受験の 申込方法	●郵送又は石巻市病院局事務部病院管理課（石巻市立病院事務部経営課）窓口にて受付します。<u>（6月10日（火）17時必着）</u> ※郵送の場合は簡易書留や特定記録等の追跡ができる方法で送付してください。 ●申込書、履歴書及び面接カードに必要事項を正確に記入してください。 ●封筒の表に「<u>採用試験（育休代替）受験</u>」と朱書して石巻市病院局事務部病院管理課宛てに送付又は提出してください。 <u>（申込書は折り曲げないでください。）</u>
受験票の 交付	●受験票はメールにて送信します。 ドメイン「@city.ishinomaki.lg.jp」から送信しますので、迷惑メール設定から解除、又は受信許可設定をしてください。 ●<u>6月12日（木）までにメールが受信されない場合は</u>、下記までお問い合わせください。 ●試験当日、受付へメール受信画面を提示していただきます。スマートフォン等を忘れずお持ちください。 ●何らかの理由でメールでの受信が困難な場合は、下記までお問い合わせください。
請求・申込 問合せ先	●〒986-0825 石巻市穀町15番1号 石巻市病院局事務部病院管理課（石巻市立病院内 3階） ☎ 0225-25-5555 内線3215

7 合格発表・採用時期

合格発表	7月中旬に公告するほか、受験者全員に通知します。
採用時期	原則として、令和7年9月1日以降、職員の育児休業等の取得状況に応じて採用されます。

8 給与

- (1) 令和7年4月1日採用の新卒者の初任給は次のとおりですが、人事院勧告等により4月に遡及改正されることがあります。

職 種	学歴免許等	初 任 給
看 護 師	大学卒	253,100円
	短大3卒	249,400円
	短大2卒	240,600円

※職務経験の内容によって金額が異なります。

- (2) 上記のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等がそれぞれの要件により支給されます。